



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

定期第 8 3 3 号 令和 7 年 5 月 3 0 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【規則】

| 番 号 | 表 題                                          | 担当課名      |
|-----|----------------------------------------------|-----------|
| 4 3 | 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則                          | 人事課       |
| 4 4 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則   | 職員厚生課     |
| 4 5 | 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 多文化共生・人権課 |
| 4 6 | 徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則                          | 漁業管理調整課   |

### 【訓令】

| 番 号 | 表 題                 | 担当課名 |
|-----|---------------------|------|
| 7   | 徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 | 人事課  |

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則**（規則第四十三号）

- 一 土地改良法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 児童福祉法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 四 この規則は、令和七年六月一日から施行することとした。ただし、一については公布の日から、三については同年十月一日から施行することとした。

● **議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第四十四号）

- 一 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和七年六月一日から施行することとした。

● **徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第四十五号）

- 一 生活関連施設の便所、駐車場等の部分の構造及び設備に関する整備基準について所要の改正を行うこととした。
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和七年六月一日から施行することとした。ただし、二については、同年十月一日から施行することとした。

● **徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則**（規則第四十六号）

- 一 漁業法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 刑法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 その他所要の整理を行うこととした。
- 四 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和七年六月一日から施行することとした。

## 徳島県規則第四十三号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二服務関係事項の項第二号中「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第四号の7中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に改め、同号中55を57とし、54を56とし、53を55とし、同号の52中「第二百二十五条の二本文」を「第二百二十五条本文」に改め、同52を同号の54とし、同号中51を53とし、32から50までを2ずつ繰り下げ、31を33とし、同33の前に次のように加える。

32 第八十三条の二第二項の規定による土地改良区連合の解散の認可及び同条第三項の規定による土地改良区の権利義務の承継の認可

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第四号中30を31とし、26から29までを1ずつ繰り下げ、25の次に次のように加える。

26 第七十一条の七の規定により読み替えて適用する第六十九条第一項の規定による財産処分の方法等の認可及び第七十一条の規定による決算報告の認可

別表第二の三徳島県こども女性相談センターの長の項第一号の9中「同条第五項」を「同条第十四項」に、「同条第九項及び第十一項」を「同条第十八項及び第二十項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第四号の改正規定は公布の日から、別表第二服務関係事項の項第二号の改正規定は同年十月一日から施行する。

#### 徳島県規則第四十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年徳島県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 改正後の第七条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者はそれぞれ拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役又は禁錮の刑の執行を受けている者はそれぞれ留置施設に留置されて拘留の執行を受けている者と、留置施設に留置されて旧拘留の刑の執行を受けている者は留置施設に留置されて拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

## 徳島県規則第四十五号

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表二の項8中「自立訓練」の下に「、就労選択支援」を加え、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

別表第二第一号の表五の項1を次のように改める。

1 生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル以上のものにおける不特定かつ多数の者（学校教育法第一条に規定する学校（特別支援学校を除く。）にあつては、多数の者。以下この項において同じ。）が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）及び公衆便所は、次に定める基準に適合するように設けること。

（一）生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル以上のものにおける不特定多数利用便所は、不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等（以下「不特定多数の者等」という。）が利用する階（当該階において不特定多数の者等が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して次に定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。

（1）地上出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該地上出入口に近接する位置にあるもの

（2）不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

（二）生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）で用途面積が千平方メートル以上のものにおける不特定多数利用便所は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けること。

（三）（一）により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）ごとに、当該不特定多数利用便所のうち当該便所設置階の床面積に応じた基準数以上の不特定多数利用便所に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）を一以上（当該多機能便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上。（2）のイ及び四において同じ。）設けること。ただし、（2）に定める場合は、この限りでない。

（1）この（三）本文に規定する基準数（以下「基準数」という。）は、次に掲げる場合

の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（多機能便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該不特定多数利用便所の数とする。

イ 便所設置階の床面積が一万平方メートル以下の場合 一  
ロ 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二

ハ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) 次のイからニまでのいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該イからニまでに定める便所設置階又は建築物には、基準数以上の不特定多数利用便所に多機能便房を設けることを要しない。

イ 便所設置階が適合地上出入口のある階であり、かつ、多機能便房を一年以上設ける施設が同一敷地内の当該適合地上出入口に近接する位置にある場合

ロ 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき多機能便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合  
ハ 次に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

(イ) 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち基準数以上の不特定多数利用便所に、男子用の多機能便房を一年以上設ける場合

(ロ) 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち基準数以上の不特定多数利用便所に、女子用の多機能便房を一年以上設ける場合

ニ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（多機能便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）に床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき多機能便房の数を加えた数（イに規定する施設が同一に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける多機能便房（当該多機能便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの多機能便房）の数を差し引いた数）以上の多機能便房（当該多機能便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの多機能便房）を設ける場合

#### (四) 公衆便所には、多機能便房を一年以上設けること。

別表第二第一号の表五の項4中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に、「の便所」を「の不特定多数利用便所」に改め、同4の(二)及び(四)中「便所」を「不特定多数利用便所」に改め、同4を同項6とし、同項中3を5とし、同項2中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として

高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に、「の便所」を「の不特定多数利用便所」に改め、同2の(二)から(四)までの規定中「便所」を「不特定多数利用便所」に改め、同2を同項4とし、同項1の次に次のように加える。

2 1の(三)及び(四)により多機能便房を設ける不特定多数利用便所及び公衆便所は、次に定める構造とすること。

(一) 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

(二) 多機能便房又は当該多機能便房のある便所の出入口に戸を設ける場合にあつては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(三) 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(四) 多機能便房を設置した旨を、当該多機能便房のある便所の出入口付近に分かりやすい方法で表示すること。

(五) 洗面設備を設ける場合にあつては、レバー式、光感知式等操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備を一以上設けること。

(六) 別表第一第一号の表一の項から三の項まで及び五の項の生活関連施設の欄に掲げる施設にあつては、多機能便房の適切な位置に非常通報装置を設けること。

3 1の(三)及び(四)に定めるもののほか、1により設ける不特定多数利用便所のうち一以上の不特定多数利用便所及び公衆便所には、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の區別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)設けること。

別表第二第一号の表六の項1を次のように改める。

1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場(以下「不特定多数利用駐車場」という。)には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること(共同住宅等の場合及び車いす使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2に定める場合を除く。)

(一) 不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数(不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(一)及び(二)において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(二) 不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数

別表第二第一号の表六の項中3を4とし、同項2の(一)中「(3)」を「(4)」に、「七の項」を「次項」に改め、同2を同項3とし、同項1の次に次のように加える。

2 1に定める車いす使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、次に定める場合とする。

(一) 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの(以下「不特定多数利用機械式駐車場」という。)であり、かつ、その出入

口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

(二) 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であつて、次に定める基準に適合する場合

(1) 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

(2) 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車いす使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車いす使用者用駐車施設の総数）の合計数が、1の(一)又は(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(一)又は(二)に定める数以上であること。

(三) 生活関連施設（共同住宅等を除く。）の増築又は改築（用途の変更をして生活関連施設（共同住宅等を除く。）にすることを含む。以下「増築等」という。）を行う場合であつて、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合

(1) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このイ及びロにおいて同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

ロ 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

(2) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一 別表第二第一号の表八の項1の表を次のように改める。

| いす席数      | 利用できる車いす使用者の人数                                    |
|-----------|---------------------------------------------------|
| 四百席以下の場合  | 二                                                 |
| 四百席を超える場合 | いす席の総数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） |

別表第二第一号の表八の項2に次のように加える。

(三) 床は、平らとすること。

別表第二第一号の表十六の項中「を超える」を「以上の」に、「その一」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」に改め、同項の(二)中「五の項1の(一)から(四)まで及び(六)」を「多機能便房を設け、かつ、五の項2の(一)から(三)まで及び(五)」に改め、同表第二号の表四の項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に、「便所は、前号の表五の項2の(一)から(五)まで」を「不特定多数利用便所は、前号の表五の項4の(一)から(五)まで」に、「同項1の(一)から(六)まで」を「多機能便房を設け、かつ、同項2の(一)から(五)まで」に改め、同表第三号の表六の項1中「見込み」の下に「。2において同じ。」を加え、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に、「便所は、第一号の表五の項1の(一)から(七)まで及び3」を「不特定多数利用便所は、多機能便房を設け、かつ、第一号の表五の項2の(一)から(六)まで及び5」に改め、同項2中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に、「第一号の表五の項2の(一)から(五)まで及び3」を「第一号の表五の項4の(一)から(五)まで及び5」に改め、同2を同項3とし、同項1の次に次のように加える。

2 1に定めるもののほか、前年度における一日当たりの平均乗降客数が五千人以上の施設に設ける不特定多数利用便所のうち、一以上の不特定多数利用便所には、第一号の表五の項3に定める構造の便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。

別表第二第四号の表二の項1の(二)中「第一号の表六の項2の(一)から(三)まで」を「第一号の表六の項3の(一)から(三)まで」に改め、同表第六号の表三の項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所」を「不特定多数利用便所」に改め、同項の(二)中「便所は、第一号の表五の項1の(一)から(三)まで、(五)及び(六)並びに3」を「不特定多数利用便所は、多機能便房を設け、かつ、第一号の表五の項2の(一)、(二)、(四)及び(五)並びに5」に改め、同項の(三)中「便所」を「不特定多数利用便所」に改め、同項に次のように加える。

(四) (二)に定めるもののほか、一以上の不特定多数利用便所には、第一号の表五の項3に定める構造の便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。

別表第二第六号の表四の項1中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場」を「不特定多数利用駐車場」に改め、同項2中「第一号の表六の項2の(一)から(三)まで」を「第一号の表六の項3の(一)から(三)まで」に改める。

様式第三号のその一の別紙の5を次のように改める。

5 便所（「多機能便房のある便所」欄及び「高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房」欄は用途面積が1,000㎡以上の特定生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）及び公衆便所の場合に、「多機能便房のない便所」欄は用途面積が1,000㎡未満の特定生活関連施設（公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。）の場合に記入すること。）

| 整 備 基 準                                                                                 |                                                             |                         | 整 備 状 況                 |                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 便所の数                                                                                    |                                                             |                         | 箇所                      |                        |
| 多機能便房のある便所                                                                              | 多機能便房の数                                                     |                         | 箇所                      |                        |
|                                                                                         | 便所の出入口                                                      | 有効幅員（80cm以上）            | cm                      |                        |
|                                                                                         |                                                             | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適形式（ ・ 否 ）              |                        |
|                                                                                         |                                                             | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適 ・ 否                   |                        |
|                                                                                         | 多機能便房                                                       | 出入口                     | 有効幅員（80cm以上）            | cm                     |
|                                                                                         |                                                             |                         | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適形式（ ・ 否 ）             |
|                                                                                         |                                                             |                         | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適 ・ 否                  |
|                                                                                         |                                                             | 十分な床面積の確保               |                         | 適 ・ 否<br>長辺 cm × 短辺 cm |
|                                                                                         |                                                             | 腰掛便座、手すり等の適切な配置         |                         | 適 ・ 否<br>設置設備（ ）       |
|                                                                                         | 多機能便房を設置した旨の表示                                              |                         | 適 ・ 否                   |                        |
|                                                                                         | 操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置                                       |                         | 適 ・ 否                   |                        |
|                                                                                         | 非常通報装置の設置                                                   |                         | 適 ・ 否                   |                        |
| 高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房                                                    |                                                             |                         | 適 ・ 否                   |                        |
| 多機能便房のない便所                                                                              | 便房の数                                                        |                         | 箇所                      |                        |
|                                                                                         | 便所の出入口                                                      | 有効幅員（80cm以上）            | cm                      |                        |
|                                                                                         |                                                             | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適形式（ ・ 否 ）              |                        |
|                                                                                         |                                                             | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適 ・ 否                   |                        |
|                                                                                         | 便房                                                          | 出入口                     | 有効幅員（80cm以上）            | cm                     |
|                                                                                         |                                                             |                         | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適形式（ ・ 否 ）             |
|                                                                                         |                                                             |                         | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適 ・ 否                  |
|                                                                                         |                                                             | 腰掛便座、手すり等の適切な配置         |                         | 適 ・ 否<br>設置設備（ ）       |
|                                                                                         |                                                             | 操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置   |                         | 適 ・ 否                  |
| 手すり等を設けた床式の男性用小便器の設置                                                                    |                                                             |                         | 適 ・ 否                   |                        |
| 用途面積が2,000㎡以上の施設に設ける便房（官公庁施設等、医療施設等、文化施設、店舗及び公共交通機関の施設並びに劇場等、集会場等、運動施設及び展示場の場合に記入すること。） | 乳幼児を座らせることができる設備の設置                                         |                         | 適 ・ 否                   |                        |
|                                                                                         | 乳幼児のおむつ替えができる設備の設置                                          |                         | 適 ・ 否                   |                        |
|                                                                                         | 人口肛門又は人工膀胱 <small>こうぼうこう</small> を使用している者のための洗浄設備等を備えた便房の設置 |                         | 適 ・ 否                   |                        |
|                                                                                         | 便房を設置した旨の表示                                                 |                         | 適 ・ 否                   |                        |

様式第三号のその一の別紙の8を次のように改める。

8 客席（公民館、劇場等、集会場等及び運動施設に固定式のいす席を設置する場合に記入すること。）

| 整 備 基 準                               |                                                              | 整 備 状 況                                             |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 固定式のいす席の数                             |                                                              | 席                                                   |
| 車いす使用者が利用できる部分                        | 利用できる車いす使用者の人数                                               | 人                                                   |
|                                       | 出入口からの距離                                                     | 適 ・ 否                                               |
|                                       | 1 人分の寸法（幅員 9 0 cm 以上、奥行き 1 4 0 cm 以上）                        | 幅員                  cm ×<br>奥行き                  cm |
|                                       | 平らな床                                                         | 適 ・ 否                                               |
| 客席の出入口から車いす使用者が利用できる部分に至る 1 以上の客席内の通路 | 有効幅員（1 3 5 cm 以上）                                            | cm                                                  |
| 傾斜路及びその踊場                             | 有効幅員（1 3 5 cm 以上、段併設の場合は 1 0 5 cm 以上）                        | cm                                                  |
|                                       | 勾配（1 / 1 2 以下、高低差が 1 6 cm 以下の場合は 1 / 8 以下）                   | 勾配                                                  |
|                                       | 踊場の設置（高低差が 7 5 cm を超える場合にあっては、7 5 cm 以内ごとに踏幅 1 5 0 cm 以上のもの） | 適 ・ 否<br>踏 幅                  cm                    |
|                                       | 手すりの設置（両側）                                                   | 適 ・ 否                                               |
|                                       | 滑りにくい材料による仕上げ                                                | 適 ・ 否                                               |
|                                       | 立ち上がりの設置（高低差が 1 0 cm を超える場合にあっては、高さ 1 0 cm 以上）               | 適 ・ 否                                               |
| 車いす使用者が舞台等に円滑に到達できる構造                 |                                                              | 適 ・ 否                                               |

様式第三号のその一の別紙の16中「~~み~~~~こ~~~~み~~~~ひ~~」を「~~た~~~~け~~~~の~~」に改め、同様式のその三の別紙の6を次のように改める。

6 便所（「多機能便房のある便所」欄及び「高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房」欄は、前年度における１日当たりの平均乗降客数が５，０００人以上の施設の場合に記入すること。）

| 整 備 基 準                                        |                       |                         | 整 備 状 況              |
|------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------|----------------------|
| 便所の数                                           |                       |                         | 箇所                   |
| 多<br>機<br>能<br>便<br>房<br>の<br>あ<br>る<br>便<br>所 | 多機能便房の数               |                         | 箇所                   |
|                                                | 便所の出入口                | 有効幅員（８０cm以上）            | cm                   |
|                                                |                       | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適 否<br>形式（ ）         |
|                                                |                       | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適 否                  |
|                                                | 出入口                   | 有効幅員（８０cm以上）            | cm                   |
|                                                |                       | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適 否<br>形式（ ）         |
|                                                |                       | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適 否                  |
|                                                | 十分な床面積の確保             |                         | 適 否<br>長辺 cm × 短辺 cm |
|                                                | 腰掛便座、手すり等の適切な配置       |                         | 適 否<br>設置設備（ ）       |
|                                                | 多機能便房を設置した旨の表示        |                         | 適 否                  |
|                                                | 操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置 |                         | 適 否                  |
|                                                | 非常通報装置の設置             |                         | 適 否                  |
| 高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房           |                       |                         | 適 否                  |
| 多<br>機<br>能<br>便<br>房<br>の<br>な<br>い<br>便<br>所 | 便房の数                  |                         | 箇所                   |
|                                                | 便所の出入口                | 有効幅員（８０cm以上）            | cm                   |
|                                                |                       | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適 否<br>形式（ ）         |
|                                                |                       | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適 否                  |
|                                                | 出入口                   | 有効幅員（８０cm以上）            | cm                   |
|                                                |                       | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適 否<br>形式（ ）         |
|                                                |                       | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適 否                  |
|                                                | 腰掛便座、手すり等の適切な配置       |                         | 適 否<br>設置設備（ ）       |
| 操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置                          |                       | 適 否                     |                      |
| 手すり等を設けた床置き式の男性用小便器の設置                         |                       |                         | 適 否                  |

様式第三号のその六の別紙の3を次のように改める。

### 3 便所

| 整 備 基 準                              |                         | 整 備 状 況                 |
|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 便所の数                                 |                         | 箇所                      |
| 滑りにくい材料による仕上げ                        |                         | 適 ・ 否                   |
| 多機能便房の数                              |                         | 箇所                      |
| 便所の出入口                               | 有効幅員（80 cm以上）           | cm                      |
|                                      | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 形式（ 適 ・ 否 ）             |
|                                      | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適 ・ 否                   |
| 多機能便房                                | 出入口                     | 有効幅員（80 cm以上）           |
|                                      |                         | cm                      |
|                                      |                         | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 |
|                                      |                         | 形式（ 適 ・ 否 ）             |
|                                      |                         | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 |
|                                      | 十分な床面積の確保               |                         |
|                                      | 長辺 短辺 cm × cm           |                         |
|                                      | 腰掛便座、手すり等の適切な配置         |                         |
|                                      | 設置設備（ 適 ・ 否 ）           |                         |
| 多機能便房を設置した旨の表示                       |                         | 適 ・ 否                   |
| 操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置                |                         | 適 ・ 否                   |
| 高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房 |                         | 適 ・ 否                   |
| 手すり等を設けた床置式の男性用小便器の設置                |                         | 適 ・ 否                   |

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表二の項8の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第二第一号の表五の項、六の項、八の項及び十六の項、同表第二号の表四の項、同表第三号の表六の項、同表第四号の表二の項並びに同表第六号の表三の項及び四の項並びに様式第三号のその一、その三及びその六の規定は、この規則の施行の日以後に新築等（徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）第十六条に規定する新築等をいう。以下同じ。）又は施設の使用用途の変更（同条に規定する施設の使用用途の変更をいう。以下同じ。）に着手する生活関連施設（同条例第二条第二号に規定する生活関連施設をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。

3 改正後の様式第三号のその一、その三及びその六に相当する改正前の様式第三号のその一、その三及びその六による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

## 徳島県規則第四十六号

徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則

徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。  
第四十六条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第五十四条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第五十五条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十四条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 徳島県訓令第7号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一各部の共通事項の項第二十五号の2並びに別表第三服務関係事項の項部長の欄第二号及び課長の欄第二号中「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

別表第四農山漁村振興課の項部長の欄第六号中18を21とし、11から17までを3ずつ繰り下げ、10を13とし、同13の前に次のように加える。

12 第八十八条の二の規定による県営土地改良事業の廃止

別表第四農山漁村振興課の項部長の欄第六号中9を11とし、8を10とし、同号の7中「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に改め、同7を同号の9とし、同号中6を8とし、3から5までを2ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

3 第五十七条の九第一項（第五十七条の十において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う情報通信環境整備事業の認可等

4 第五十七条の十一第一項（第五十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う連携管理保全事業の認可等

別表第四農山漁村振興課の項課長の欄第一号中18を20とし、12から17までを2ずつ繰り下げ、11を13とし、同13の前に次のように加える。

12 第八十三条の二第四項の規定による土地改良区連合の解散等の公告

別表第四農山漁村振興課の項課長の欄第一号中10を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 第五十七条の十二第二項（第五十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う連携管理保全事業の認可等をした旨の公告

別表第四の五知事戦略局長の欄第三号及び秘書室長の欄第三号並びに別表第四の六第三号中「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、別表第四農山漁村振興課の項部長の欄第六号及び課長の欄第一号の改正規定は、同年五月三十日から施行する。